

**建築基準法第51条の規定による
 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について**

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定めるごみ処理施設などの用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならない。
 ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。

申請者	敷地の位置 (用途地域)	面 積	備 考 (処理施設の種類及び処理能力)
常石鉄工株式会社 代表取締役 岡本 章	北九州市若松区 向洋町43番1 (工業専用地域)	敷地面積: 115,009.86㎡ 建築面積: 42,151.99㎡ 延べ面積: 44,105.72㎡ (今回の計画にあたり、新たに建設する建築物はない。)	産業廃棄物処理施設 ・ 廃石綿等の溶融施設 (アスベスト) 25.2トン/日(24時間) ・ 廃プラスチック類の焼却施設 (炭素繊維) 37.8トン/日(24時間)

【建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とする理由】

申請者は、平成25年から申請敷地において、60t電気炉を主とする鋼塊及び大型鋳造品の製造を行っている。

今回、製鋼工程で使用している既設の電気炉を活用し、廃棄物の適正処理と無害化を推進し社会の廃棄物処理ニーズに貢献することを目的に、高温(1500℃以上)による廃石綿等(アスベスト)の溶融処理を計画している。併せて、コークス代替の熱源として廃棄物のサーマルリサイクル(※)をするため、廃プラスチック類(炭素繊維)の焼却処理についても計画している。

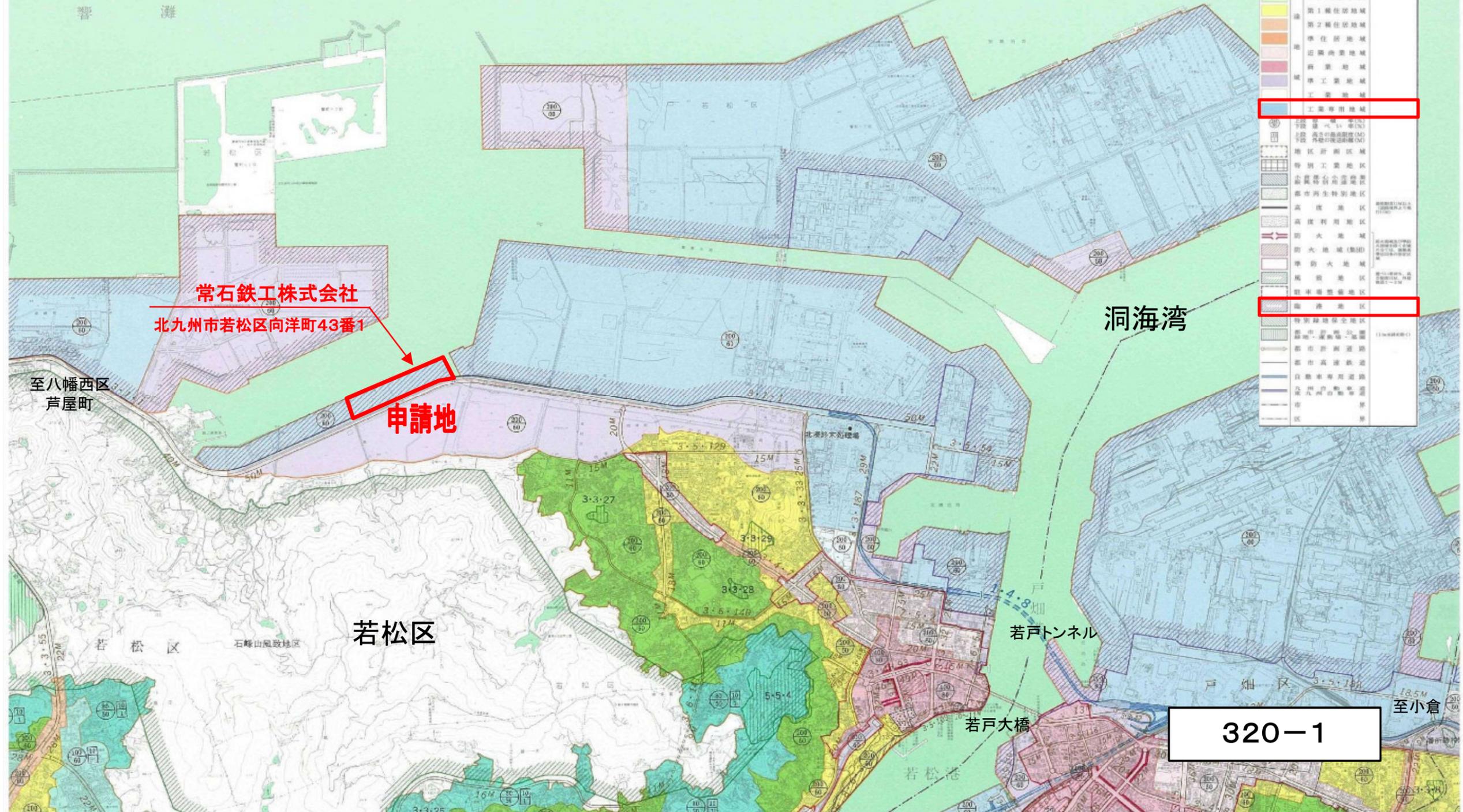
計画している産業廃棄物処理施設は、1日当たりの処理能力が建築基準法施行令第130条の2の2に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することから、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものである。

※(廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを利用すること)

建築基準法第51条の規定による
 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【付近見取図(用途地域図)】

都市計画図

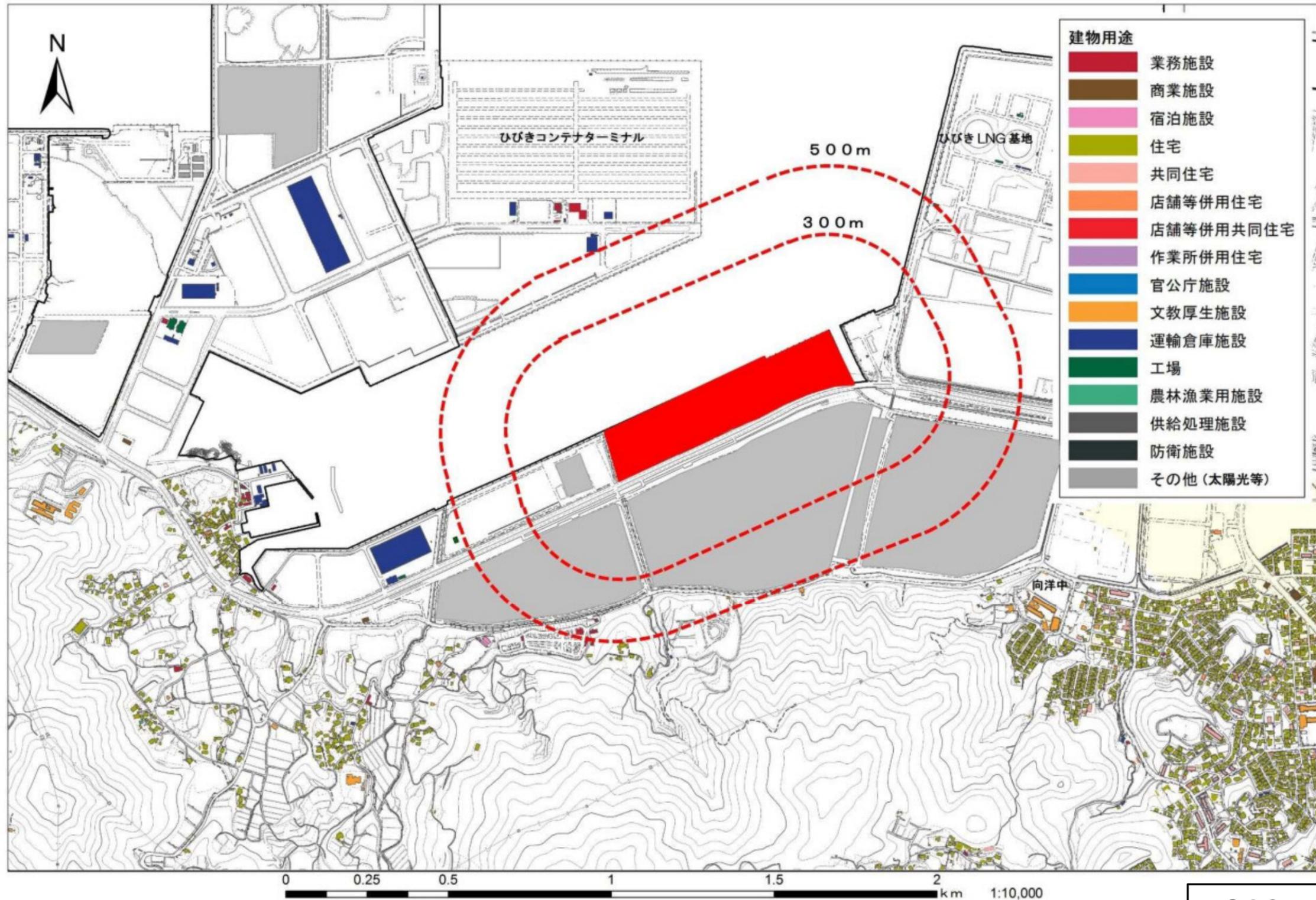
縮尺25,000分の1



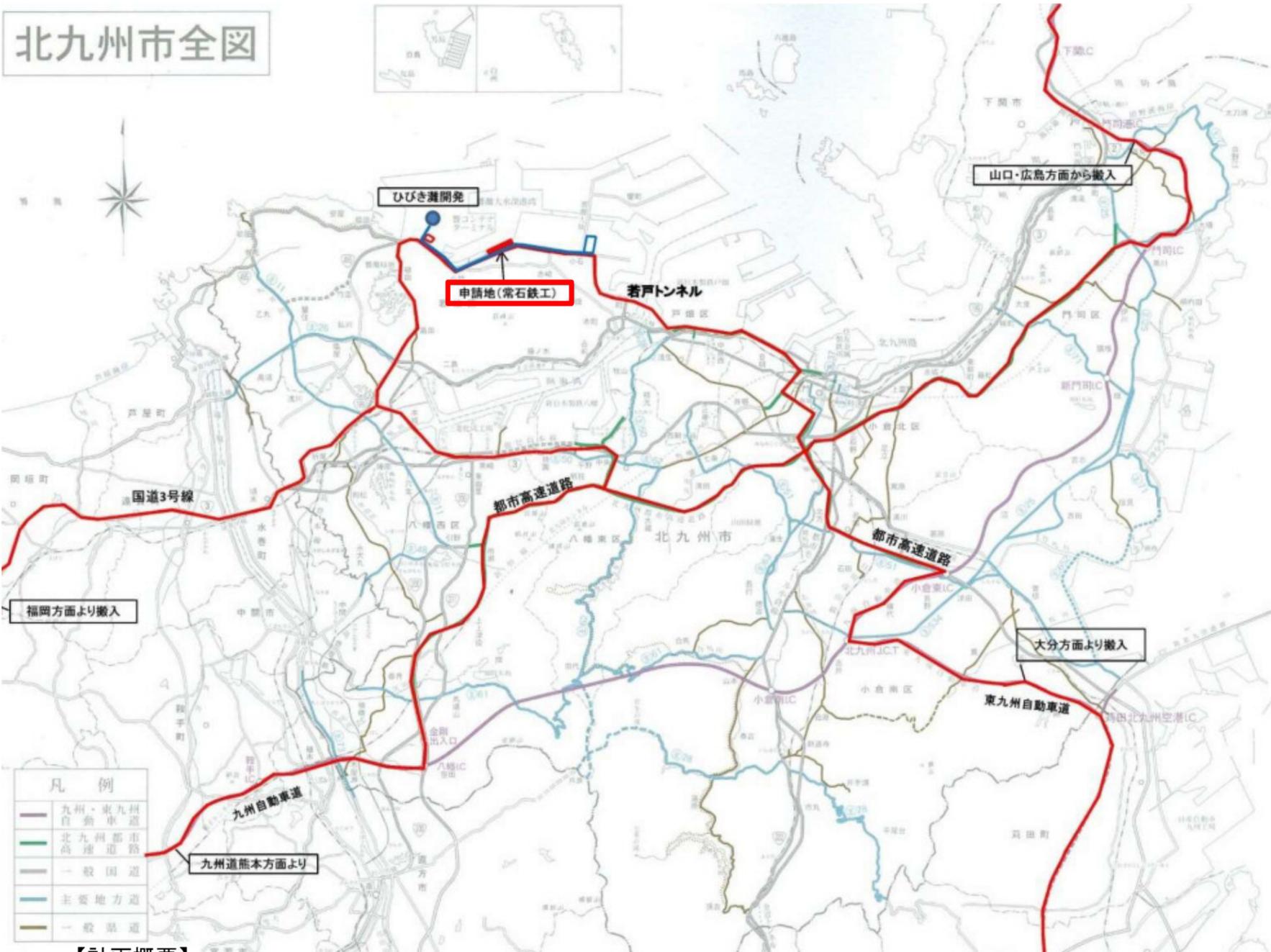
凡 例	
種別名	特 徴 要 素
都市計画区域	
市街化区域	
第1種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第一種住居地域
第2種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
工業専用地域	工業専用地域
中層住居専用地域(1)	中層住居専用地域(1)
中層住居専用地域(2)	中層住居専用地域(2)
中層住居専用地域(3)	中層住居専用地域(3)
特別工業地域	特別工業地域
公園緑地公営地区	公園緑地公営地区
都市河川特別地区	都市河川特別地区
高度地区	高度地区
高度利用地区	高度利用地区
防火地域	防火地域
防火地域(集積)	防火地域(集積)
準防火地域	準防火地域
施設地区	施設地区
港湾地区	港湾地区
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区
都市計画道路	都市計画道路
都市高速道路	都市高速道路
自動車専用道路	自動車専用道路
九州地方自動車専用道路	九州地方自動車専用道路
区 界	区 界

320-1

建築基準法第51条の規定による
 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】



申請地の出入口の道路部分には、中央分離帯があり、右折での搬入、搬出ができない。そこで、より安全な運搬を行うため、見通しがよく、大型車が通行できる以下のルートで搬入出する。



【小倉方面からの搬入】
若戸トンネルより赤い線のルートで、工場前を一旦通過し、コンビニのある交差点を右折し、赤矢印のルートで回り、工場へ左折で搬入。

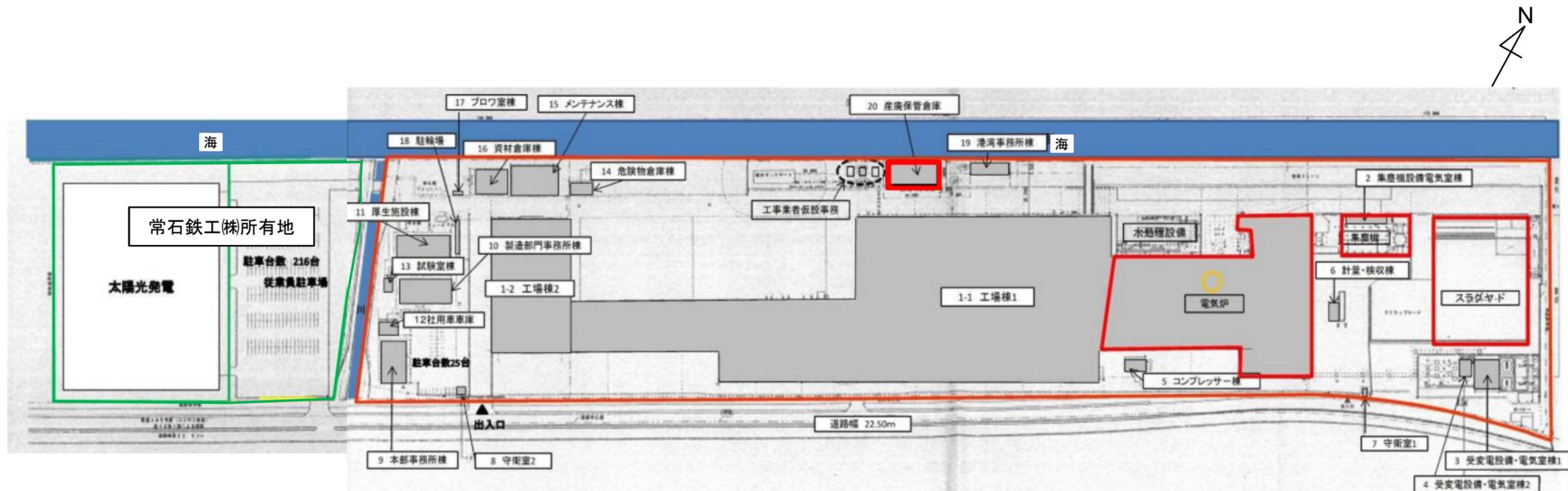


【工場からの福岡方面へ搬出】
工場から左折し、エコタウン方面に左折後、青矢印のルートで回り、再度495号線を工場の方に戻り、搬出。

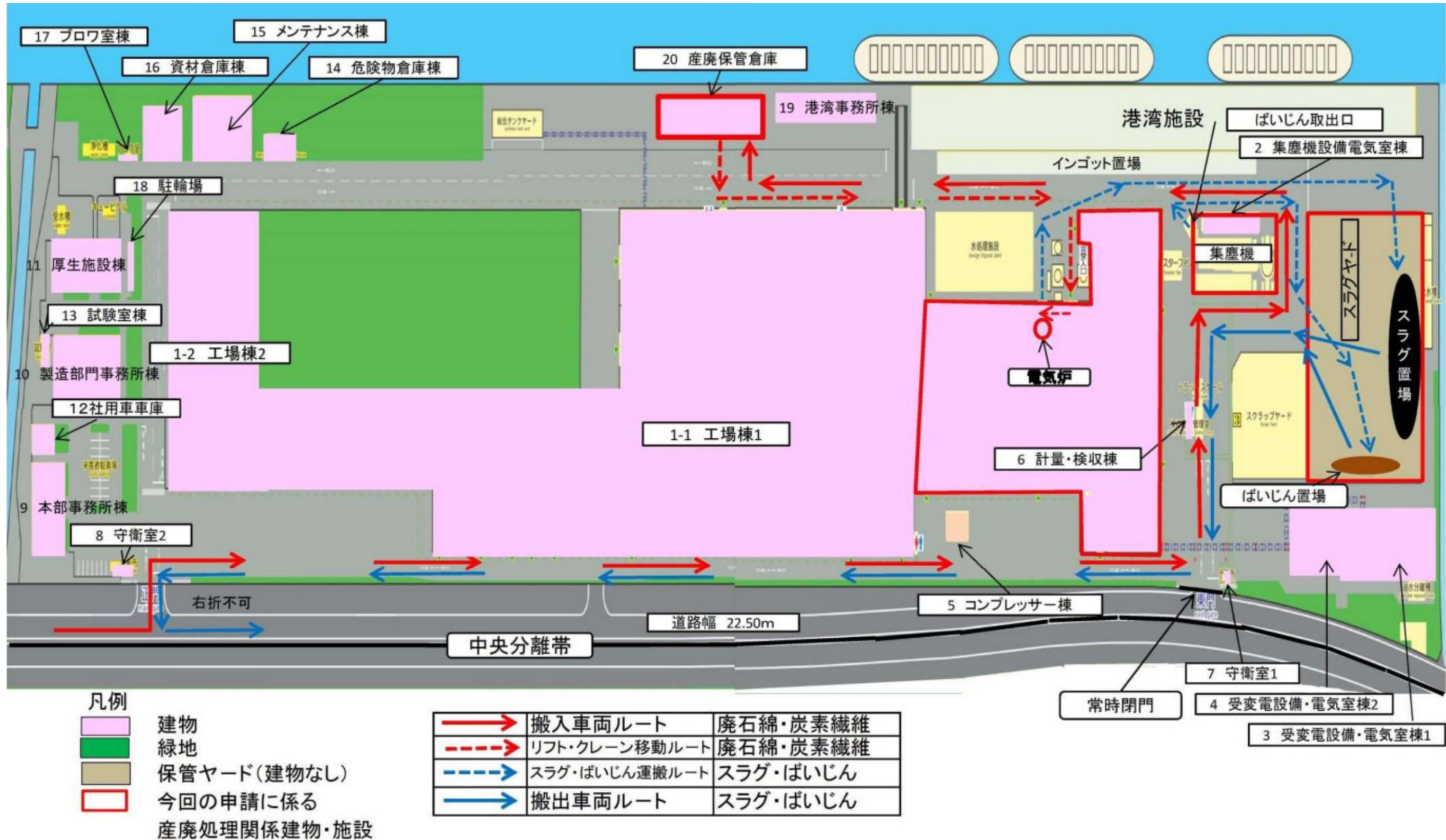
【計画概要】
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、廃棄物の運搬は、収集運搬の許可を持った業者にて行います。
搬出入に係る運搬経路は、一般道(国道など)、北九州都市高速道路や九州自動車道を主に使用します。
搬出入の際には、搬出入先の安全対策を厳守するとともに、運転手に搬出入について指導を行います。

【搬入】 — 九州・中国地方の解体現場で発生した廃石綿等、工場で発生した炭素繊維。
【搬出】 — 電気炉で発生したスラグを、埋立施設(ひびき灘開発(株))に搬出。

**建築基準法第51条の規定による
 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【配置図】**



**建築基準法第51条の規定による
 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【搬入出図】**



建築基準法第51条の規定による 廃石綿等の溶融施設及び廃プラスチック類の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【処理フロー図】

